

仕 様 書

1 概要

- (1) 件 名 福島県会津若松合同庁舎山鹿車庫ほか8施設で使用する電気
- (2) 対 象 施 設 別紙1のとおり
- (3) 業種及び用途 別紙1のとおり

2 仕様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、標準周波数等 別紙1のとおり
- (2) 契約電力、予定使用電力量等
 - ア 契約電力 別紙2のとおり
(契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測し、算定される値が原則としてこれを超えないものとする。)
 - イ 予定使用電力量 別紙2のとおり
 - ウ 通年の電力使用状況 別紙3のとおり
- (3) 供給期間（契約期間） 令和7年3月1日午前0時から令和8年2月28日午後12時まで
- (4) 電力量料金単価区分
 - ア 夏季 7月1日から9月30日までの期間をいう。
 - イ その他季 夏季以外の期間をいう。

3 その他

- (1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める電気標準約款による。
なお、入札金額の算定に当たっては、燃料費等調整及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (2) 今回の契約を履行するため、新たに発生する設備の改造に必要な費用は、供給者の負担とする。
- (3) 契約における料金区分は、別紙を基に算出した場合に入札価格の範囲内となることを条件として、供給者と福島県で協議のうえ設定する。
なお、料金等を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力の単位は対象施設毎にA、kVA、kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 料金等の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
 - エ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (4) 供給者は「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年6月22日付け法律第49号）」等に関連して、福島県から有効電力量等必要なデータ提

供を求められた場合はこれに応じること。

(5) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、福島県と協議のうえ定めるものとする。